明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○不当景品類及び不当表示防止法施行規則（内閣府六）　一
〔省　令〕
○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（厚生労働一四）　三
〔規　則〕
○人事院規則一―〇（規則の法的根拠）の一部を改正する人事院規則（人事院一―〇―五）　三〇
○人事院規則一―二（用語の定義）の一部を改正する人事院規則（同一―二―三）　三一
○人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部を改正する人事院規則（同一―三四―八）
○人事院規則一―三八（人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用）の一部を改正する人事院規則（同一―三八―二）
○人事院規則一―四五（人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例）の一部を改正する人事院規則（同一―四五―一）
○人事院規則一〇―一一（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限）の一部を改正する人事院規則（同一〇―一一―六）
○人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則（同一五―一四―三一）
○人事院規則一九―〇（職員の育児休業等）の一部を改正する人事院規則（同一九―〇―九）
〔官庁報告〕
官庁事項
人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、平成四年人事院公示第一号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示五）
人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、平成六年人事院公示第一四号の一部改正に関し、決定した件（同六）
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、税理士登録者、厚生年金基金解散・清算人就任関係
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達関係
会社その他
会社決算公告

府令

内閣府令第六号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三条第一項、第六条第一項、第八条第二項、第九条、第十条第一項、第三項、第四項、第五項第三号及び第六項、第十一条第一項及び第二項、第二十一条、第三十一条第一項及び第四項並びに第三十四条第一項の規定に基づき、不当景品類及び不当表示防止法施行規則を次のように定める。

平成二十八年二月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

不当景品類及び不当表示防止法施行規則

（定義）

第一条　この府令において使用する用語は、不当景品類及び不当表示防止法（以下「法」という。）及び不当景品類及び不当表示防止法施行令（平成二十一年政令第二百十八号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

（公聴会の公告）

第二条　消費者庁長官は、法第三条第一項及び第六条第一項の規定による公聴会を開こうとするときは、その期日の十四日前までに、公聴会の期日及び場所、案件の内容並びに意見申出要領を官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載して公告しなければならない。

（公述人の選定）

第三条　公聴会において意見を述べることができる者は、前条の規定により意見を申し出た者のうちから消費者庁長官が選定し、本人にその旨を通知する。

2　消費者庁長官は、前項の選定をする場合において、当該案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないようにこれをしなければならない。

（公述の依頼）

第四条　消費者庁長官は、必要があると認めるときは、学識経験者又は関係行政機関の職員に公聴会において意見を述べることを求めることができる。

（公聴会の実施）

第五条　公聴会は、消費者庁長官が指定する消費者庁の職員に主宰させることができる。

2　前項の規定により公聴会を主宰した職員は、次条各号に掲げる事項を記載した報告書を作成し、消費者庁長官に提出するものとする。

（公聴会の記録）

第六条　消費者庁長官は、公聴会について、次に掲げる事項を記載した記録を作成するものとする。

一　案件の内容

二　公聴会の期日及び場所

三　公聴会において意見を述べた者の氏名、住所及び職業（法人その他の団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びにその意見の要旨

四　その他必要な事項

（法第七条第二項等の規定による資料の提出要求の手続）

第七条　消費者庁長官は、法第七条第二項又は法第八条第三項の規定に基づき資料の提出を求める場合は、次に掲げる事項を記載した文書を交付して、これを行うものとする。

一　事業者の氏名又は名称

二　資料の提出を求める表示

三　資料を提出すべき期限及び場所

2　法第七条第二項及び法第八条第三項に規定する期間は、前項の文書を交付した日から十五日を経過する日までの期間とする。ただし、事業者が当該期間内に資料を提出しないことについて正当な事由があると認められる場合は、この限りでない。